## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 5月22日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 5月22日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉施設保安規定及び原子カプラント停止中点検チェックシートの起動領域モニター単位記載において、中央制御室計器表示単位と相違(計器に新単位(s-1)と表示されているところ保安規定および原子カプラント停止中点検チェックシートに旧単位(cps)が記載されている)が認められたため、当該原因調査・対策検討。	GΙ	
2		一次水処理設備木戸川取水ポンプ室固定電話において、電話回線不良(電話機は健全であるが使用できない)が認められたため、当該電話回線を点検・修理。	対象外	